

2021年12月27日

[明石市長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

2022年度予算における「住民の健康と福祉充実」及び

社会福祉・保健職場に関する要求書

貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

少子・高齢化の急速な進行などにより、地方自治体における市民からの福祉行政サービスの要望は非常に高まるなかで多様化しており、福祉・保健・健康職場における業務量は増加し、複雑化しています。また、コロナ禍の影響により多くの世帯が生活に困窮するなど、新たな対応を迫られています。

こうした状況で職員は自らも感染リスクを抱える中、福祉の向上や市民の要望に応えるため、日々努力しています。しかし、福祉・保健・健康職場の実態は、業務量の増加に見合った人員配置が十分なされているとは言い難いものがあり、時間外勤務の検証からも、組織的な対応がなされず、職員個々の懸命な努力にまかせているのが実態です。厳しい環境下で、過重労働やメンタル疾患で倒れる職員も増えており、職員個人の努力には限界があります。

市民の健康と福祉の増進を図るために、各職場の実態を踏まえ、下記のとおり要求します。

なお、回答については1月7日までに文書でいただきますよう申し入れいたします。

記

I. 福祉・保健サービスの供給体制の充実について

- (1) 福祉6法（老人・児童・母子及び寡婦・身体障害者・知的障害者福祉法・生活保護法）担当ケースワーカーを専任で必要人数を配置するとともに、査察指導を行う者をケースワーク経験者で5級以上の格付けとして配置し、福祉事務所機能の充実をはかること。
- (2) 市立保育所を充実させるとともに直営で運営すること。

II. 職員の配置等について

(1) 国民健康保険課

- ①保健事業、健康事業、医療費分析等、年々、業務内容が専門的に幅広くなっているため、事務職1名増員すること。（管理係）
- ②事務量過多のため、事務職2名増員すること。（収納係）
- ③あかし総合窓口の来庁者増加に伴い、クレーム対応や賦課の内容について詳細な説明を求められるケースが増えたため、事務職1名増員すること。（賦課係）

(2) 長寿医療課

高齢者の増加に伴う業務量過多の解消及び減因を復元するため、事務職1名増員すること。

(3) 福祉総務課

業務量の過多を解消するため、事務職1名増員すること。（総務係）

(4) 福祉施設安全課

事業所の指導等については、高度な専門性が求められるため、関連業務を経験した人を配置すること。

(5) 生活福祉課

- ①社会福祉法第16条に定める標準数（80：1基準）を厳守すること。
その際、産休・育休等で職務にあたることのできない人数を除き、実質的な標準数を確実に確保すること。
- ②社会福祉主事の任用に当たっては、社会福祉法第19条の規定の内容を十分に理解するとともに、その規定を遵守することにより一層努めること。（任期付短時間勤務職員、臨時事務員を任用する場合を含む）
- ③業務量過多を解消するため、事務職各1名増員すること。（自立・就労支援係、保護係）
- ④業務量過多を解消するため、事務職1名、担当係長1名を増員すること。（庶務係）

- ⑤公金紛失事件が未解決であることから、職員が受ける様々なストレスに対して軽減を図る対策を取ること。
- (6) 障害福祉課
 - 業務量の過多を解消するため、事務職各1名増員すること。(計画係、障害福祉係)
- (7) 地域共生社会室
 - ①業務量の減少がないのに職員2名減らされたため、事務職1名・作業療法士1名増員すること。(地域総合支援担当)
 - ②令和4年は民生委員、児童委員の改選年度のため事務職1名増員すること。(地域福祉担当)
 - ③業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職1名増員すること。(共生社会づくり担当)
- (8) 高齢者総合支援室
 - ①専門性の高い業務に対応するため、理学療法士1名増員すること。(高年福祉担当)
 - ②給付事務、高齢者施設整備関連事務等の増加に対応するため事務職3名を増加すること。(介護保険担当 給付係)
 - ③介護保険制度の多様化により事務量が増加しているため、事務職2名増員すること。(資格係)
 - ④申請件数の増加に対応するため事務職1名増員すること。(介護認定担当 審査係)
- (9) あかし保健所 保健総務課
 - ①減員を復元するため、事務職1名増員すること。
 - ②リモートワークの推進、オンライン会議に対応したネット環境・資材の整備及びオンライン会議用の部屋を確保すること。
- (10) 保健予防課
 - ①補助金申請等の業務量の過多を解消するため、事務職1名増員すること。(感染症対策係)
 - ②コロナ対応による業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職1名増員すること。(疾病予防係)
- (11) 健康推進課
 - ①健康づくり、フレイル予防業務を円滑にまわすため、保健師2名増員すること。(地域保健係)
 - ②兼務による業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。(保健企画調整係)

(12) 相談支援課

相談支援業務を円滑にまわすため、1 中学校区に 1 名の専門職を配置すること。

(13) 生活衛生課

所管法令の改正に伴う業務量の増加及び PCR 検査業務の応援のため、任期付専門職 1 名増員すること。(監視指導係)

(14) 子育て支援室 子育て支援課

業務量過多の解消のため、事務職 1 名増員すること。

(15) 児童福祉課

制度拡充等に伴う業務量過多を解消するため、事務職 2 名増員すること。

(16) こども健康課

任期付職員の担当可能業務が限定されるため、任期付職員 18 名のうち 2 名を正規職員と置き換えること。

(17) こども育成室

業務量過多を解消するため、事務職各 1 名増員すること。(利用担当、入園担当)

(18) あかしこども財団 こども支援担当

新規事業を導入する場合、事前に組合とも協議し、必要な人員を配置すること。

(19) 明石こどもセンター

①業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職 1 名増員すること。

(総務課)

②児童相談所運営指導指針の基準を下回っている現状、業務量過多を解消するため、福祉職 4 名を増員すること。(こども支援課)

③里親登録数が増加する等、業務量過多を解消するため、事務職 1 名・福祉職 1 名増員すること。(さとおや課)

④交代制勤務職場で円滑にシフトをまわす、業務過多の解消及び減員を復元するために、福祉職 1 名・任期付職員 2 名を増員すること。(こども保護課)

⑤減員を復元するため、事務職 1 名増員すること。(こども通学・面会等支援課)

Ⅲ. 保育所の改善について

(1) パート保育士の欠員が長期化し、欠員が増加する一方なので、欠員の補充ができていない園は、パート保育士 2 人か 3 人の欠員に付き、1 人の常勤

保育士を至急配置すること。その上で、何らかの有効な対策を立てて、慢性的なパート保育士の欠員状態を早急になくすこと。

また、年度途中の加配保育士の配置や年度途中の欠員の補充を速やかに行えるよう対策をたてること。

- (2) 公立保育所における障害児保育の充実のため、一人一人の子どもの発達を十分に保証できる加配保育士を現場の意見を十分に聞き速やかに配置すること。また、加配保育士を引き上げる際は、現場と十分な意見交換をし、現場も納得した上で、要支援児の十分な保育の保障ができるような結論を出すこと。
- (3) 4歳児・5歳児のクラス担任は保護者対応やクラス運営が様々な問題で大変難しくなっていることから、複数担任とすること。特に1人担任の5歳児クラスは、就学前加配を4月から配置すること。
- (4) 臨時保育士が園全体の職員数の6割以上になっていることから、各クラスの担任の過半数を正規保育士で配置することが出来るように正規職員を採用すること。
- (5) 担任保育士の配置基準は0才2:1、1才3:1、2才4:1、3才10:1、4才18:1、5才20:1とすること。
- (6) 臨時職員の労働条件を改善すること。
 - ① 子どもたちへのよりよい保育と安全確保のため、明石市での経験を重視した雇用をすること。また、人材育成のため安定して継続して働けるようにすること。
 - ② 明石市での経験年数を重視し、賃金やその他の手当などを改善すること。
- (7) 各園で施設の老朽化が進み、パーテーションの開け閉めが困難になっていたり、手洗場の数の不足や、安全や衛生面が確保できないなどの問題が出てきており、それらを解消するため、早急に施設の改善を行うこと。また、玩具や絵本等が古くなっているため、玩具や絵本などを購入するための十分な予算を付けること。
- (8) パソコンを各クラスに最低一台ずつ配置し、各保育室で市内LANを接続して使えるようにすること。
- (9) 全園フルタイムの用務員を配置すること。
- (10) 副所長やフリー保育士の業務が増えていることから、副所長・週休代替え保育士以外のフリー保育士が1人の園は、フリー保育士を2人にすること。

IV. 感染症について

- (1) コロナウイルス感染症対策として、サージカルマスクを全職員に平等に配布すること。
- (2) 感染症に関わる特別休暇については、保育職場の全職種に制度化すること。
- (3) 厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にある季節に合わせた適切な室温（夏期 26 度～28 度・冬季 20 度～23 度）が保持できるよう、保育所内のエアコン・ヒーターの業者による内部清掃・点検・修理・交換を各季節に必ず間に合うように速やかに行うこと。

V. こども園について

- 4・5 歳児の学年加配を現状のまま配置すること。

VI. 延長保育について

- (1) 延長保育の人員配置については、安全な保育ができるための人員を速やかに配置すること。
- (2) 延長保育時の障害児についての人員を加配すること。
- (3) 開所時間・閉所時間については厳守するよう徹底すること。また迎えの時間が 19 時を超える保護者が増えていることから、閉所時間を文書で知らせるだけでなく、実効性のある対策を立てること。
- (4) 異動にあたっては職員希望のもと交通機関等の考慮を行うこと。